

2011年11月14日

国際婦人年連絡会アピール

国際婦人年連絡会(全国組織36団体加盟)

橋本 葉子

世話人 平松 昌子

山口みつこ

国際婦人年連絡会行動目標に大きく離反する大阪「教育基本条例案」制定に反対

国際婦人年連絡会は1975年に国連が提唱した国際婦人年目標「平等・開発・平和」の実現のために国内41女性団体が1975年に結成した団体です。5年毎に「NGO日本女性大会」を開催し、取り組みの評価、点検を行います。さらに向こう5年間の具体的行動目標をたて、男女平等参画社会実現に向け活動しています。

2010年12月「NGO日本女性大会」で決めた教育の「行動目標」の主たる内容は、次の4点でした。

1. ジェンダー平等の視点
2. すべての子どもたちの発達を保障する学校教育を実現
3. 教育への管理統制を撤廃
4. 教育への公費の増額

この4点に関し、現在、橋下徹前大阪府知事が率いる「大阪維新の会」が大阪府議会に提出している「大阪府教育基本条例案」（以下「基本条例案」と略す）を検討いたしましたところ、私達がたてた教育の「行動目標」を悉くないがしろにし、これらを破壊するものであることがわかりました。私達はこのような内容をもつ「基本条例案」の制定に強く反対し、問題点を広く知ってもらうために、以下のようなアピールを制定しました。

第1点：「基本条例案」にはジェンダー平等の視点が何処にも示されていません。

「基本条例案」第1章 目的および基本理念の第1条（目的）には、よってたつ法令を挙げていますが、憲法は明記されていません。改定された教育基本法を最初に掲げていますが、この教育基本法は1947年制定教育基本法の第5条（男女共学）が削除されています。学校教育に適用される男女平等は憲法第14条（法の下の平等）になりますが「基本条例案」に憲法適用は明記されておりません。学校教育で法の下の平等、特にジェンダー平等がないがしろにされかねない危険な内容です。

第2点：「基本条例案」にはすべての子どもたちの発達を保障する学校教育を実現しようという視点が、全くありません。

第2条（基本理念）では「規範意識を重んじる」「義務を重んじる」「競い合い自己の判断と責任で道を切開く」「社会から受けた恩恵を社会に還元する」「愛国心及び郷土愛に溢れる」「世界標準で競争力の高い人材」が掲げられ、各学校はこの目標にそった内容での学校運営を強制されます。さらに「基本条例案」はどこの都道県も行っていない学力テスト結果を学校別に公表することを求めています。国連子どもの権利委員会は日本政府に「競争的な学校システムの改善」勧告を三度にわたって出していますが、これを完全に無視し、学力テストの結果がすべてと、子どもたちを一層の競争の場に追い立てます。国民の義務が徹底的に教え込まれ、競争に打ち勝つことが主たる学校の活動になる、こんな学校像に希望も未来も見えてきません。

学校は、様々な悩みや困難を抱えた子どもたちが教職員や保護者の支援の下に、仲間と共に学び、喜びを分かち合う中で、成長していく場なのです。

第3点：知事が定めた絶対的な教育の目標の下、日本中のどこの自治体よりも厳しく管理統制が行われることになり、教育予算も縛られ教職員の人事評価に連動し、懲戒、分限処分につながります。

第2点で挙げた「基本理念」に基づき知事が設定した目標を実現するために府教育委員会は「指針」を作成し、校長に提示（第7条）し、それに基づき校長は各学校の具体的計画を立て、それを実行するためにのみ予算を請求する（第8条）ことができますとあります。

これらの活動は、校長に対して府教育委員会が行う人事評価につながります（第15条）。

教職員に対しての人事評価は分布に従い5段階評価を校長が行わなければなりません。人事評価の結果は教職員の給与、任免に反映し「明確な差異が生じるように措置」（第19条）することが記述されています。

懲戒・分限処分に関して第6章で扱い、懲戒・分限処分された教職員のみならず管理監督責任を管理職に課すということが記載されています（第25条）。又、これに関して報道機関への資料提供や府ホームページでの公開を挙げています（第26条）。さらに「職務命令」についても詳細に記載され、職務命令違反の教職員に対し停職処分があげられています（第37条）。知事が定めた目標についての職務命令に対して管理職はもとより学校現場の教職員は一言も意見が言えないというファッション的な内容です。

私たちは戦前の反省の下に、戦後の学校教育は行政から独立した教育委員会制度の下で営まれてきたと認識していました。ところがこの「基本条例」は「前文」で教育行政が政治から遠ざけられ、民意が反映されていないと断言しています。「前文」で言う民意とは何を指しているのでしょうか。元府知事橋下氏が率いる「維新の会」が府議会で多数を占めたことを指して民意というのでしょうか。それこそ民意のすりかえと言わざるをえません。

本来、学校教育に対しての行政の役割は、子どもたちが学ぶ教育環境の整備にこそ、力を入れるべきですが、橋下元府知事は府知事時代に子どもたちの要求を含め府民の教育環境整備の要求を足蹴にしてきました。

改定された教育基本法第16条では1947年制定教育基本法と同様に「教育は不当な支配に服することなく」が掲げられています。これは与野党を問わず踏まえなければならない常識です。ところが「基本条例案」前文では第16条には目もくれず、第14条（政治教育）にすりかえ、「教育の政治的中立性とは『特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育』を行ってはならない趣旨で、教員組織と教育行政に政治が関与できないことではない」としています。さらに「議会が条例制定を通じて、教育行政に関与し、民意を反映することは禁じられているどころか、法律上も明らかに予定されている」（「基本条例案」前文）と、ここでも意識的にすり替えを行い、自分たちに都合のよい勝手な解釈をしていることに驚かされます。

学校教育がようやくジェンダー平等に向け動き始める中、その流れをさらに進展させていく責任をもつ国際婦人年連絡会に結集する私たちは、一自治体としての大阪府の問題として「基本条例（案）」を見ることは出来ません。もし、制定を許してしまうなら全国に波及する影響は大であることを鑑み、私達は周りにいる多くの市民の皆様にこの「基本条例案」の問題を指摘し、制定に反対していくことをよびかけます。